

藤岡市農業委員会
令和6年第12回
定例会議事録

令和6年12月5日招集

令和6年藤岡市農業委員会第12回定例会議事録

令和6年12月5日、藤岡市農業委員会会長 浅見 健司は、令和6年藤岡市農業委員会第12回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 63号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 64号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 65号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 66号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について
議案第 67号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について
議案第 68号 非農地判断の実施について
議案第 69号 農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)の策定に対する意見について
報告第 24号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 25号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光 | 2番 武藤 賢太郎 | 3番 秋谷 房江 | 4番 松村 敏恵 |
| 6番 田沼 範明 | 7番 浅見 健司 | 8番 山口 暁 | 9番 清水 春樹 |
| 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 12番 鈴木 儀幸 | 13番 川村 信行 |
| 14番 塚本 欣吾 | | | |

[出席農地利用最適化推進委員] (6名)

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 3番 根岸 秀利 | 5番 渡邊 義晴 | 8番 宮下 佐登志 | 10番 水沼 勝美 |
| 13番 服部 毅 | 17番 柳澤 憲司 | | |

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|--------|
| 事務局 長 | 横田 道明 | 事務局 次長 | 真下 和弘 |
| 次長補佐兼係長 | 春山 崇 | 係長代理 | 宮原 優雅子 |
| 係長代理 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時26分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和6年第12回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用

意しております。1 班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和 6 年第 12 回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数 14 名中、出席委員 13 名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。11 番折茂委員、12 番鈴木委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第 63 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 64 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 65 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 3 議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 3 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時31分)

(再開13時59分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 63 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 63 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、市外の T さんが、農業経営の規模拡大を図るため、白石の農地 9 筆、面積 10,252 m²を遺贈にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 21 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 63 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 意見がないようでしたら私から一言。どういう関係でこちらに来られるのですか。

事務局 はい、お答えいたします。T さんにつきましては、譲渡人である H さんの弟で遺贈の形で譲り渡すようでございます。

議長 はい、ありがとうございます。そのほかに何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 63 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 63 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 64 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 64 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、下戸塚の N さんが、自己の所有する農地を公衆用道路用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 230 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 64 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 64 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 64 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 65 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 65 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、市外の T さんが、岡之郷の農地を売買で取得し、集合住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 425 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、鮎川に事業所を構える市外の法人が鮎川の農地を賃貸借にて借り受け、露天駐車場用地として転用

するもので、農地 1 筆、面積 999 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 65 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 65 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 65 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 6 番の 4 件です。整理番号 3 番は市外の法人が立石新田の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,193 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、市外の法人が、根岸の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 694 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、上栗須の N さんが、篠塚の農地を売買で取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積 294 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、浄法寺の T さんが、浄法寺の農地を使用貸借にて借り受け、一般住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積

495 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 65 号整理番号 3 番から 6 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして、議案第 66 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 6 ページと 7 ページをご覧ください。議案第 66 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 23 件です。以上で、議案第 66 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今、議案第 66 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関係する委員は審議終了まで退席をお願いします。

＜関係委員退席＞

議長 それでは議案第 66 号について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。

＜関係委員着席＞

議長 続きまして、議案第 67 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。議案第 67 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項

の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを群馬県農業公社へ要請するために計画を作成したもので、農業委員会には計画の要請の承認を求めています。こちらの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は4件ですが、変更後の借人は2名となります。以上で、議案第67号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、議案第67号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に係る委員は審議終了まで退席をお願いします。

＜関係委員退席＞

議長

それでは議案第67号について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第67号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第67号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

＜関係委員着席＞

議長

続きまして、議案第68号非農地判断の実施について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書の11ページから15ページをご覧ください。こちらが今回非農地判断を行う対象地の一覧となっております。対象地区は譲原と保美濃山、坂原で、合計95筆81,407㎡が対象です。一覧表には所在地番、登記地目、面積、農振区分、所有者氏名、所有者の意向確認日、現地確認について記載してあります。所有者の意向確認方法につきましては、「非農地判断実施についてのお知らせ」を郵送し、反対の方のみ「非農地判断実施の意向確認書」を返送していただきました。ここで、非農地判断の概要についてご説明いたしますので、タブレットの下部の丸ボタンをタップしてください。ホーム画面になりますので、ラインワークスを開き、12月定例会の議案書のところから「資料非農地判断について」を開いてください。まず、非農地判断とは、農地が森林の様相を呈

するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合に、農地法第2条第1項に規定する農地、言い換えると耕作の目的に供される土地に該当しない旨の判断をし、農地台帳から整理することです。次に、非農地判断の対象となる農地ですが、先ほど申し上げましたように、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な整備が著しく困難な農地や、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地などが挙げられます。具体的には、利用状況調査で再生利用が困難と判断された農地を基に非農地判断を行っています。最後に、非農地判断の流れについてです。判断の流れは資料の①～⑥の通りですが、②にあるように、判断の実施に当たっては対象地の土地所有者に意向を確認し、所有者から反対の無かった土地に対して判断を行っています。以上が非農地判断の概要です。資料の2～5ページが、所有者宛に送付したお知らせ及び意向確認書の内容となっております。資料の7～13ページが現地の航空写真となっておりますので、ご覧ください。判断地目は全て山林と判断しました。以上で、対象地合計95筆、81,407㎡について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、農地台帳から整理してよいか、審議をお願いいたします。なお、議決後は所有者宛に資料14ページの非農地通知書を送付し、地目変更登記を行っていただくようお願いをします。また、群馬県・法務局・市農政課・税務課宛に、非農地判断を行った旨の通知をします。以上で説明とさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 議案第68号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第68号非農地判断の実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第68号非農地判断の実施については、原案のとおり決定します。次に、議案第69号農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定に対する意見について上程します。農政課より担当者が来ておりますので説明をお願いします。

農政課 農政課の小金澤です。それでは、ご説明申しあげます。議案書16ページ、議案第69号「農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定に対する意見について」でございます。ここで、地域計画の概要についてご説明いたしますので、タブレットの下部の丸ボタンをタップしてください。ホーム画面になりますので、ラインワークスを開き、12月定例会の議案書のところか

ら「議案第 69 号資料」を開いてください。概要は 1 ページからになりますが、3 ページ以降が各地区の地区計画となっています。主な構成としては地区の農業の現状、課題、将来の目標を決め、必要な措置を明記し、地域内の主たる農業者を記載したほか、目標地図を作成しております。農業経営基盤強化促進法の改正により、かねて「人・農地プラン」といって地域の今後の農業を検討し、地図を作成する事業から「地域計画」という名称に変更になり、藤岡市内で合計 21 地区を計画するものです。素案の作成にあたりましては、令和 5 年 12 月から全地区の農業者、農業委員さん、推進委員さんにご臨席いただき、農業者の今後の見通し、また、目標地図につきましては、現在耕作している農業者ごとに色分けをさせていただいたものです。これをベースに耕作者が変わった場合などに計画を変更していく事で実効性のある計画とさせていただきたいと考えております。現在の目標地図につきましては 6 月末位のデータを基に作成しており、いくつか反映されていない筆もありますが、年 1 回程度の座談会のなかで、修正や改正をしていきたいと考えております。今後、本計画に対してのご意見いただきました内容を参考にさせていただき、計画の取りまとめを進め、12 月中旬に開催予定の関係機関との協議、年明けの 1 月以降に公告縦覧、3 月中に計画策定となる予定です。以上説明とさせていただきます。ご審議をお願いします。

議長

ただ今、議案第 69 号について農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、議案第 69 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定に対する意見について、特に意見なしということでよろしいですか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議案第 69 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定に対する意見については、そのように決定します。

(農政課退室)

議長

報告第 24 号・25 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。左上の矢印をタップしていただきまして、「ようこそ」の画面から「R6.12 月定例会議案書」を開いてください。議案書 17 ページをご覧ください。報告第 24 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5 条が 3 件ございます。詳細については 18 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 25 号ですが、議案書 19 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明

が 5 件、受理証明が 1 件、耕作証明が 3 件、許可取消が 1 件の計 10 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、報告第 24 号・25 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 6 年第 12 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 29 分)